

公 募 公 告

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

支出負担行為担当官

横浜地方法務局長 樋 口 全

横浜地方法務局においては、令和 8 年 3 月から、川崎市川崎区小田二丁目及び同三丁目地区の各一部において、不動産登記法第 1 4 条第 1 項に定める地図（以下「1 4 条地図」という。）の作成作業を予定しています。

ついては、1 4 条地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

(1) 契約名

大都市特化型法務局地図作成事業に係る現地事務所賃貸借契約

(2) 業務場所

募集要領による。

(3) 契約期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から同年 3 月 3 1 日（火）まで

ただし、特段の事情がない限り、令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで契約期間を延長する。

(4) 現地事務所の仕様

募集要領による。

2 公募に参加できる者

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は神奈川県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

- (5) 横浜地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

3 募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

令和7年10月17日（金）から同月31日（金）までの期間中、午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所及び問合せ先

〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局会計課用度係（担当 武田）

電話 045-641-7915

4 応募の受付

(1) 受付期間

令和7年10月17日（金）から同月31日（金）までの期間中、午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 応募方法

公募参加申込書及び募集要領で示す現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料を指定の場所に郵送（提出期間内に必着のこと。）又は直接持参により提出すること。

なお、代理人が応募する場合は、委任状も提出すること。

(3) 提出先

上記3(2)に同じ

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は募集要領による。

以 上